

第三四條

會員中ヨリ十名内外本部委員ヲ推選スル事ヲ得
財政部理事及審査員ハ何時ニテモ各支部ノ會計ヲ検査
スル事ヲ得ルモノトス

第三五條

代議員ハ一支部ヲ以テ一選舉区トシ區内ノ組合員三名毎
二名ヲ選出シ其後ノ端數ニ名ニ達スル時更ニ三名ヲ選
出スルモノトス

第三六條

本組合役員 三期ニテ毎年 月改選ヲ行フ
但シ再選ヲ妨ケズ

第

第六章 財政

第三七條

本組合ノ經費ハ本組合員ノ豫出ニヨル

第三八條

本組合ノ會費ヨリ月金 錢トシ入會金全 未トス

第三九條

本組合財政狀態ハ定期大會ニ於テ其期間ノ決算ヲ發表シ
承認ヲ得ルモノトス

第四〇條

既納ノ入會金及會費ハ一切之ヲ返還セズ

第

第七章 支部

第四一條

本組合支部ノ組合員三名以上ヲ以テ組織スルモノトス

第三十二條

本組合支部規約ハ本部規約ニ反セザル範圍内ニ於テ是ノ
事會ノ承認ヲ受クルモノトス

第三十三條

同一工場又ハ同一地方ニシテ以上ノ支部ヲ設立シタル時ハ支部
合會ヲ組織スル事ヲ得

第三十四條

支部聯合會ハ委員ノ合議制トシ其規約ハ本部理事會
ノ承認ヲ得ルモノトス

第三十五條

支部聯合會ノ委員長ハ支部長ト同一ノ資格ヲ有スルモノトス

第

第八章 附則

第三十六條

本組合ニ顧問及相談役ヲ置ク事ヲ得

第三十七條

本規約ニ關スル施行細則ハ別ニ之ヲ定ム

第三十八條

本規約ハ大會ニ於テ出席代議員五分ノ三以上ノ賛成者
アルニテラガレバ変更スル事ヲ得ズ 以上

日本労働
総同盟大阪金属労働組合